



平成 2 4 年 1 1 月 2 日

介護ベッドの手すり等による死亡事故が発生しています！

1. 事故状況

平成 2 4 年度には、4 件の死亡事故が発生し、消費者庁に報告されています。過去 5 年間では 3 2 件になり、重傷事故を含めると 6 3 件になります。

介護ベッド用手すり（サイドレールなど）による死亡事故の多くは、2 本並べて設置した手すりと手すりの間のすき間や手すりとベッドボード（頭側板）とのすき間に、利用者が首を挟み死亡に至るものです。また、手すり自体に腕や足などを差し込んで骨折するなどの重傷事故も発生しています（資料 1. 死亡事故の状況、重傷事故の状況）。

<事故発生件数>

平成 1 9 年度	1 2 件（うち死亡	8 件）	
平成 2 0 年度	1 5 件（うち死亡	3 件）	
平成 2 1 年度	7 件（うち死亡	3 件）	
平成 2 2 年度	1 2 件（うち死亡	6 件）	
平成 2 3 年度	1 1 件（うち死亡	8 件）	
平成 2 4 年度	6 件（うち死亡	4 件）	（平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日時点）
計	6 3 件（うち死亡	3 2 件）	

（注）消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された平成 1 9 年 5 月以降の発生件数。

2. 再発防止に向けて（介護を行っている方々へのお願い）

介護ベッドの手すりに首や腕足などをはさむ危険があります。

別紙 1 の「医療・介護ベッド安全点検チェック表」をお読みいただき、まだ事故防止対策がとられていない場合や不十分な場合には、確実に対策をとってください。

（1）ご使用中の手すりが新 J I S 製品かどうかご確認ください

平成 2 1 年 3 月に J I S 規格が改正され、手すりと手すりのすき間及び手すりとベッドボード（頭側の板など）とのすき間の基準が強化され、安全性が向上しました。

死亡事故は、新 J I S 規格ではない手すりを使用中に発生しています。よって、ご使用中の手すりが新 J I S 規格でなければ、新 J I S 規格の製品に取り替えていただくことを奨励します。

なお、新 J I S 規格の製品かどうか不明な場合は、レンタル契約先事業者又は販売事業者にお問い合わせください。

(2) 新 J I S 規格の製品への取替えが困難な場合など

新 J I S 規格ではない手すりを使用する場合には、すき間を埋める対策を
確実にとっていただけますようお願いいたします（別紙 2）。

- ・ すき間を埋める対応品を使用する（対応品の内容については、
各メーカーにご相談ください。）
- ・ クッション材や毛布などですき間を埋める。
- ・ サイドレールなどの全体をカバーや毛布で覆う。
- ・ 危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う。
等

(参考)

1. 再発防止への事業者の取組み

これまで介護ベッドの製造事業者は、レンタル業者や販売業者を通じて、病院、高齢者施設、在宅介護の家庭などに「ベッドの安全使用マニュアル」を配布し、介護ベッドに2本並べて設置した手すりと手すりの間のすき間に首を挟み死亡に至る危険や手すりに腕や足を入れて負傷するなどの危険があることを注意喚起しています。あわせて、すき間を埋める挟み込み防止用具（簡易スペーサーや手すりを覆うカバー等）の提供案内やすき間をクッションなどで埋めることにより事故を防止する対策の普及啓発に努めています。

【医療・介護ベッド安全普及協議会ホームページ】

<http://www.bed-anzen.org/>

2. 消費者庁の取組み

●消費者庁は、平成22年10月に、介護ベッド用手すりの使用に係る注意点について、各都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当課並びに独立行政法人国民生活センター及び各消費生活センターに対し、消費者への周知と注意喚起を依頼しました。

●平成22年10月に、厚生労働省及び経済産業省を通じて、介護保険施設、老人福祉施設及び医療機関の施設管理者並びに関係事業者・団体に対し、注意喚起の周知を要請しました。

【平成22年10月1日 介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る注意喚起について】

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/101001kouhyou_2.pdf

また、消費生活用製品の重大製品事故に係る公表においても注意喚起を行っています（平成22年度3回、平成23年度4回、平成24年度4回）。

【消費生活用製品の重大製品事故に係る公表における注意喚起】

22年度

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/101203kouhyou_2.pdf

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/101221kouhyou_3.pdf

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/110204kouhyou_1.pdf

23年度

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/110628kouhyou_1.pdf
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/110805kouhyou_2.pdf
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/111007kouhyou_2.pdf
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120306kouhyou_1.pdf

24年度

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120511kouhyou_3.pdf
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120831kouhyou_1.pdf
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120904kouhyou_1.pdf
http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121002kouhyou_1.pdf

●消費者教育ポータルサイトへの掲載

介護ベッド用手すりによる死亡・重傷事故への注意喚起や安全点検（別紙1）の情報を介護員、介護福祉士、デイサービス施設等の職員などへの啓発材料として、消費者教育ポータルサイトに掲載し、介護に携わる方々に必要な対策をとっていただくための取り組みを促すこととしています。

【消費者教育ポータルサイト】

<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

- 各都道府県及び政令指定都市の消費者行政担当課に周知を依頼（別紙3）
- 各都道府県・政令指定都市消費生活センター等に周知を依頼（別紙4）

3. 厚労省及び経産省による注意喚起と安全点検依頼

平成24年6月に、厚生労働省及び経済産業省は、都道府県等の所管部署を通じて、病院、介護施設、福祉用具レンタル事業者など2万7千箇所に対し、介護ベッドの安全使用のための注意喚起と安全点検を依頼するとともに、関連団体に対して点検に当たって協力を依頼しました。

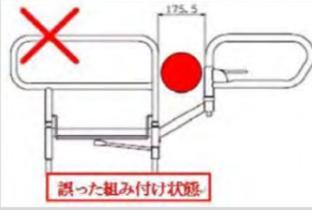
【介護ベッド用手すりによる製品事故未然防止のための点検依頼】

<http://www.meti.go.jp/press/2012/06/20120606003/20120606003.html>

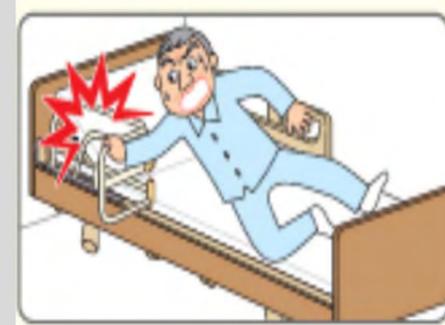
【本件に関する問い合わせ先】

消費者庁消費者安全課 河岡、大木
電話：03-3507-9204

1. 死亡事故の状況

事故の状況	件数
 <p>2本並べて設置したサイドレールとサイドレールの間のすき間に首が挟まって死亡。</p> <p>サイドレールとサイドレールのすき間</p>	11
 <p>手すりとボード(頭側板など)のすき間に首が挟まって死亡。</p>	9
 <p>手すりの下側とマットレスの間のすき間に首が挟まって死亡。</p>	3
 <p>着衣が手すりに引っかかり、着衣で首が絞めつけられ死亡。</p>	3
 <p>ベッド用グリップ(可動式バー)と固定手すり構成するタイプで、固定手すりを逆向きに取り付けたため、すきま間が広がり、首が入り込んで死亡。</p> <p>誤った組み付け状態</p> <p><手すりを逆向きに取り付けた></p>	2
その他	4
計	32

2. 重傷事故の状況

事故の状況	件数
 <p>手すり自体のすき間に腕や足を差し込んで骨折等。</p>	13
 <p>ベッド用グリップ(開閉式バー)自体のすき間に腕などを差し込んで骨折等。</p>	4
 <p>ベッド用グリップ(開閉式バー)に手で支えて立ち上がろうとした時に、グリップの開閉を固定するロックが外れて転倒し骨折等。</p>	6
 <p>手すりの下側横棧とベッドマットレスの間に、腕や肩が挟まり負傷。</p>	5
その他	3
計	31

(注)事故の状況の分類は、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告により判断したもの。

件数は、平成19年5月～平成24年10月2日現在

医療・介護ベッド安全点検チェック表

医療・介護ベッドを安全にお使いいただくために

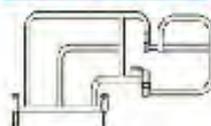
- ① 近年、医療・介護ベッドのサイドレールやベッド用グリップによる**死亡事故等**が報告されています。事故の多くは利用者の首や手足がサイドレール等のすき間や、内部の空間に入り込んだことによるものです。これらの事故の多くは、利用者の身体状況や使用状況によると思われるものであり、危険な部分があるかどうかの確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。
- このたび「医療・介護ベッド安全普及協議会」では、サイドレール等による事故を未然防止していただくために、「**医療・介護ベッド安全点検チェック表**」を作成いたしました。医療・介護ベッドでサイドレール等をご利用の際には、このチェック表で点検項目を確認し、必要に応じて対応を行ってください。
- また、事故事例とその対応策を紹介した動画「**医療・介護ベッドに潜む危険**」もホームページで見ることができますので、合わせてご利用下さい。

サイドレール



サイドレールは、ベッドで寝ている人の転落や寝具の落下を予防するための製品です。

ベッド用グリップ



ベッド用グリップは、ベッド上での起き上がりやベッドからのたちあがりなどの動作を補助するための製品です。

- ・すき間を埋める対応品(スパーサー、サイドレールカバー等)のご利用は、各メーカーにお問合せください。
- ・製品事故の未然防止のため、安全対策が強化された2009年改正の新JIS規格が要求する寸法を満たす製品を使用することも一つの方法です。

特にご注意ください方

- ・発作、病状、症状などにより、自分の体を支えられずサイドレール等に倒れ込む可能性のある方
- ・自力で危険な状態から回避することができないと思われる方
- ・認知機能障害などにより、ベッド上で予測できない行動をとるとと思われる方
- ・片マヒなどの障害などにより、体位を自分で保持できない方

留意事項

挟み込み事故予防の観点から、ベッドの利用開始前に、ベッドやサイドレール等におけるすき間を確認し、**ベッド利用者の心身の状態や、利用環境から、挟み込み事故の危険性がある場合は、以下の対応を行ってください。**

- ・クッション材や毛布などですき間を埋める
- ・すき間を埋める対応品を使用する(対応品の内容については各メーカーにご相談ください)
- ・サイドレール等の全体をカバーや毛布で覆う
- ・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う

●製品や対応品に関するお問合せは、各メーカーをお願いします。

協議会会員	お問い合わせ先	ホームページ
アイシン精機株式会社	0566-24-8882	http://www.aisin.co.jp/product/welfare/index.html
シーホネンス株式会社	0120-20-1001	http://www.seahonence.co.jp/
パラマウントベッド株式会社	0120-36-4803	http://www.paramount.co.jp/
株式会社プラッツ	0120-77-3433	http://www.platz-ltd.co.jp/
フランスベッド株式会社	0120-39-2824	http://www.francebed.co.jp/
株式会社モルテン	03-3625-8510	http://www.molten.co.jp/health
株式会社ランダルコーポレーション	048-475-3662	http://www.lundal.co.jp

⑤ 医療・介護ベッド安全普及協議会【ホームページ】<http://www.bed-arzen.org>【お問い合わせ先】03-3648-5510
ホームページではベッドを正しく安全にご利用いただくための「動画」や「パンフレット」を掲載しています。

医療・介護ベッド安全点検チェック表

氏名 _____

記入日: _____年 _____月 _____日

チェック項目

※チェック項目ごとに危険がないか確認し、必要に応じて対応を行ってください。
※チェック項目が該当しない、もしくは対応したら☑を入れてください。

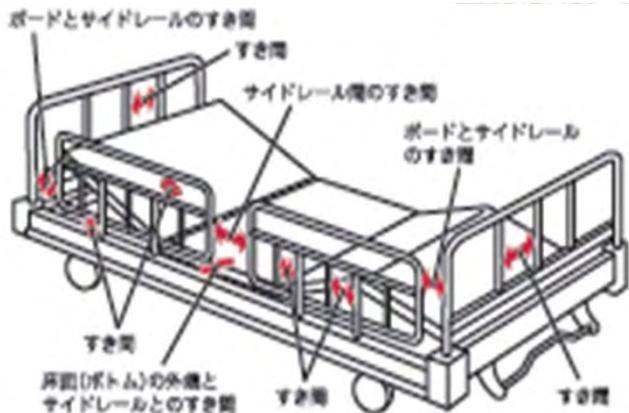
チェック項目	事故事例と対応方法例	チェック欄
<p>①ボードとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなすき間はありますか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。)</p> 	<p>＜事故事例＞ 無理な体勢でベッドの下にある物を取ろうとした時に、ヘッドボードとサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p>【対応方法例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ベッド周りを整理整頓し、利用者が身を乗り出さないように配慮しましょう。 ●ボードとサイドレール等のすき間をクッション材や毛布等を入れて埋めましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。 	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;"></div>  <p style="font-size: 8px; text-align: center;">クッション材など</p>
<p>②サイドレールとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなすき間はありますか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。)</p> 	<p>＜事故事例＞ ベッドの背中を上げた状態で、目を離している間に利用者がバランスを崩し、2本のサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。</p> <p>【対応方法例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者から目を離す際は、ベッドの背中を必ずフラットに戻しましょう。 ●すき間を埋める対応品を利用しましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。 	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;"></div>  <p style="font-size: 8px; text-align: center;">スペーサー</p>
<p>③サイドレール等に頭を閉じ込みそうな空間はありますか？ (頭の閉じ込めに対して、より安全であるための目安は、直径12cmの物が通らないことです。)</p> 	<p>＜事故事例＞ ベッドから起き上がる際にバランスを崩し、サイドレール内の空間に頭が入り込んでしまった。</p> <p>【対応方法例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 ●すき間が小さく、より安全なサイドレール等に交換しましょう。 	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;"></div>  <p style="font-size: 8px; text-align: center;">サイドレールカバー</p>
<p>④利用者の状態を確認しながら、ベッドの操作を行っていますか？</p> 	<p>＜事故事例＞ 利用者の手や足がサイドレールの中に入っている状態で、介護する方がベッド操作をし、手や足を挟んでしまった。</p> <p>【対応方法例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ベッドを操作する前と、操作中最低1度は動作を止めて利用者の状態を確認しましょう。(※看護・介護する方が立っている場所と反対側は、布団などの死角となり特に注意が必要です。) ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;"></div>  <p style="font-size: 8px; text-align: center;">サイドレールカバー</p>

※すき間を埋める対応品、カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーは各メーカーにお問い合わせ下さい。

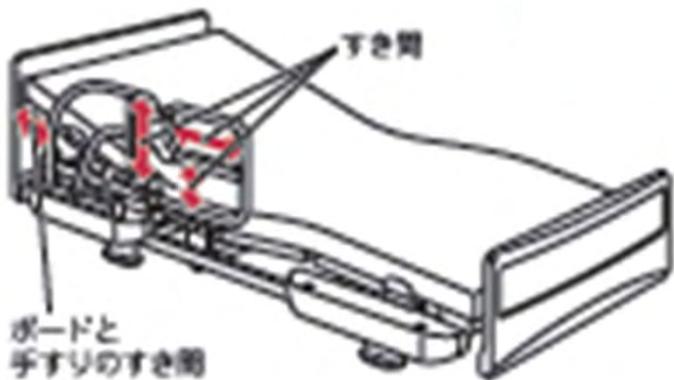
介護ベッド用手すりの事故防止対策

ここが危険なすき間です！

【サイドレール】

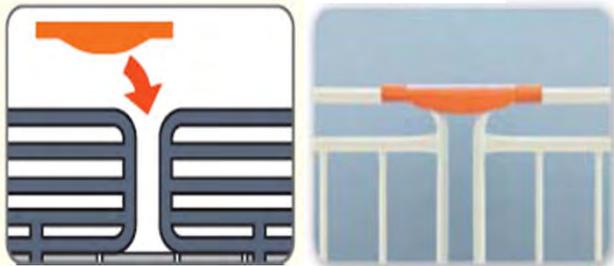


【ベッド用グリップ(開閉式バー)と手すり】

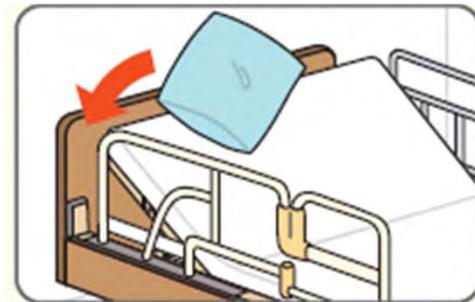


挟み込み防止対策の例
(すき間を埋めて挟まれないようにする)

▼スペーサーですき間をふさぐ



▼クッションなどですき間を埋める



▼サイドレールをカバーで覆う



▼グリップと手すりをカバーで覆う



※平成21年3月にJIS規格が改正され、首や腕、足などを挟み込む事故を防ぐため、すき間を狭くした新JIS製品が製造・販売されています。早めに新JIS製品への取替えをお願いします。

(別紙3)

事務連絡
平成24年9月27日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課 殿

消費者庁消費者安全課

介護ベッド用手すりの注意喚起と点検依頼について (お願い)

日頃より、消費者安全行政につきまして格別のご理解・ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

本年8月、介護施設(東京都)で入居者(80歳代)が介護ベッド用手すり(サイドレール)とベッドボードとの間に首を挟まれた状態で発見され死亡が確認されたという事故が発生しました。

(9月4日公表。URL：http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120904kouhyou_1.pdf)。

現在、原因は調査中ですが、以前より、介護ベッド用手すりのすき間等に首や腕足などを挟むことによる事故が発生しています。

これまで、事業者により介護ベッドの手すりに、首や腕足などを挟み込む危険性について注意喚起やすき間を埋める対策等の普及啓発が行われ、併せて手すりとのすき間を埋める挟み込み防止用具の提供案内が実施されています。

また、平成24年6月には、経済産業省と厚生労働省が、病院、介護施設、福祉用具レンタル事業者等2万7千箇所に対し注意喚起と点検依頼を実施しました。

しかしながら、その後も事故が発生していることから、介護者の方々におかれましては事故の再発防止のため、手すりとのすき間を埋める対策をとっていただけますよう、ご周知と注意喚起をお願いしたいと存じます。

つきましては、別添の「介護ベッド用手すりの注意喚起と安全点検について」及び「医療・介護ベッド安全点検チェック表」を、貴都道府県内にご周知いただけますよう、お願いいたします。

(参考)

消費者庁公表

<http://www.caa.go.jp/index.html>

医療・介護ベッド安全普及協議会ホームページ

<http://www.bed-anzen.org/>

(別添)

介護ベッド用手すりの注意喚起と安全点検について

平成24年9月27日
消費者庁消費者安全課

介護ベッド用手すり（サイドレール）とのすき間を埋める対策をとってください。
すき間に首や腕足などを挟み込む重傷、死亡事故が相次いで発生しています。

1. 事故状況

介護ベッド用手すり（サイドレール）などによる重傷・死亡事故が発生しております。事故の多くは、利用者の首が手すりのすき間やベッドボードと手すりのすき間に挟み込まれたことによるものです。

平成24年度には、消費者庁に既に3件の死亡事故が報告されています。過去5年間では31件になり、重傷事故を含めれば計62件になります。

2. 再発防止策

これまで事業者は、病院、高齢者施設、在宅介護の家庭などに、介護ベッドの安全使用マニュアルを配布し、介護ベッドの手すりに首や腕足などを挟み込む危険があることやすき間を埋める対策等の普及啓発を行っています。併せて、手すりとのすき間を埋める挟み込み防止用具（簡易スペーサーや手すりを覆うカバー等）の提供案内を行っています。

また、経済産業省、厚生労働省、消費者庁もこれまで注意喚起等を行ってまいりました。

しかしながら、介護ベッドの手すりにかかわる重傷・死亡事故が引き続き発生していることから、介護に携わっている方々におかれましては、介護ベッドの手すりに危険性があることをご認識いただき、すき間を埋める対策をとっていただけますようお願いいたします。

以上のことから、「医療・介護ベッド安全点検チェック表」をお読みいただき、まだ対策がとられていない場合や不十分な場合には、確実に対策をとっていただけますようお願いいたします。

【連絡先】 消費者庁消費者安全課 河岡、大木
電話：03-3507-9204

(別紙4)

事務連絡
平成24年10月1日

各都道府県・政令指定都市消費生活センター 御中
各市区町村消費生活センター 御中
国民生活センター 御中

消費者庁消費者安全課

介護ベッド用手すりの注意喚起と点検依頼について (お願い)

日頃より、消費者安全行政につきまして格別のご理解・ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

本年8月、介護施設（東京都）で入居者（80歳代）が介護ベッド用手すり（サイドレール）とベッドボードとの間に首を挟まれた状態で発見され死亡が確認されたという事故が発生しました。

（9月4日公表。URL：http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120904kouhyou_1.pdf）。

現在、原因は調査中ですが、以前より、介護ベッド用手すりのすき間等に首や腕足などを挟むことによる事故が発生しています。

これまで、事業者により介護ベッドの手すりに、首や腕足などを挟み込む危険性について注意喚起やすき間を埋める対策等の普及啓発が行われ、併せて手すりとのすき間を埋める挟み込み防止用具の提供案内が実施されています。

また、平成24年6月には、経済産業省と厚生労働省が、病院、介護施設、福祉用具レンタル事業者等2万7千箇所に対し注意喚起と点検依頼を実施しました。

しかしながら、その後も事故が発生していることから、介護者の方々におかれましては事故の再発防止のため、手すりとのすき間を埋める対策をとっていただけますよう、ご周知と注意喚起をお願いしたいと存じます。

つきましては、別添の「介護ベッド用手すりの注意喚起と安全点検について」及び「医療・介護ベッド安全点検チェック表」を用いてホームページや広報誌等を通じ広く消費者の皆様へ情報提供して頂きたいとお願い申し上げます。

(参考)

消費者庁公表

<http://www.caa.go.jp/index.html>

医療・介護ベッド安全普及協議会ホームページ

<http://www.bed-anzen.org/>

(別添)

介護ベッド用手すりに関する注意喚起と安全点検について

平成24年10月1日
消費者庁消費者安全課

介護ベッド用手すり（サイドレール）とのすき間を埋める対策をとってください。
すき間に首や腕足などを挟み込む重傷、死亡事故が相次いで発生しています。

1. 事故状況

介護ベッド用手すり（サイドレール）などによる重傷・死亡事故が発生しております。事故の多くは、利用者の首が手すりのすき間やベッドボードと手すりのすき間に挟み込まれたことによるものです。

平成24年度には、消費者庁に既に3件の死亡事故が報告されています。過去5年間では31件になり、重傷事故を含めれば計62件になります。

2. 再発防止策

これまで事業者は、病院、高齢者施設、在宅介護の家庭などに、介護ベッドの安全使用マニュアルを配布し、介護ベッドの手すりに首や腕足などを挟み込む危険があることやすき間を埋める対策等の普及啓発を行っています。併せて、手すりとのすき間を埋める挟み込み防止用具（簡易スペーサーや手すりを覆うカバー等）の提供案内を行っています。

また、経済産業省、厚生労働省、消費者庁もこれまで注意喚起等を行ってまいりました。

しかしながら、介護ベッドの手すりにかかわる重傷・死亡事故が引き続き発生していることから、介護に携わっている方々におかれましては、介護ベッドの手すりに危険性があることをご認識いただき、すき間を埋める対策をとっていただけますようお願いいたします。

以上のことから、「医療・介護ベッド安全点検チェック表」をお読みいただき、まだ対策がとられていない場合や不十分な場合には、確実に対策をとっていただけますようお願いいたします。

【連絡先】 消費者庁消費者安全課 河岡、大木
電話：03-3507-9204